

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	雨堤 孝一
登録番号又は法人番号	05300526
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	行政書士雨堤孝一事務所
事務所所在地	大阪府大阪市北区梅田1丁目1番3号 大阪駅前第3ビル2階51号室
処分年月日	令和元年12月26日
処分内容（種類）	会員の権利の停止（令和元年12月26日から2月間）
上記処分をした理由	<p>行政書士法第10条、会則第40条に違反した。</p> <p>本件は、被処分者の事務所で勤務する補助者が、贈賄等の容疑で逮捕、起訴され有罪判決を受けた事件である。被処分者自身も逮捕されたが不起訴となっており、被処分者が当該補助者の行為に積極的に関与したとまでは断定できないが、被処分者には、平成19年4月1日施行の本会補助者規則（以下「旧規則」という。）第5条第1項により「補助者に補助業務を行わせるときは、補助者の指導、監督を徹底」する義務があったにもかかわらず、「知り合いの飲食店経営者から当該補助者に小遣い名目で渡して欲しいと頼まれ40万円程度を預かり、これを事務所名義で当該補助者の口座に振り込んだ」というのであるから、その際には、顧客と当該補助者との関係に疑念を抱くのが普通感覚であり、補助者に対する指導監督に懈怠があったといえる。かかる懈怠により、被処分者が補助者の贈賄等の行為を認識し阻止できなかったことについては、被処分者に相当の責任があると認められ、このことは、旧規則第5条第1項に違反し、もって行政書士法第10条（行政書士の責務）及び本会会則第40条（責務）に違反するものである。被処分者は、綱紀委員会からの事情聴取に応じ、反省がうかがえるものの、上記のとおり当該補助者は贈賄等の罪で有罪判決を受けており、また、被処分者は、当時本会理事職にあったことから、その行為は、「本会の名誉を著しく傷つけた」（会則第47条第1項）といえる。以上のことから、過去の処分事例にも照らし「2月の会員の権利の停止」処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条 （行政書士の責務）</p> <p>第十条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>会則第40条 （責 務）</p> <p>第40条 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実にその業務を行うとともに行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p>